特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和7年10月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民年金に関する事務			
②事務の概要	玄海町では、国民年金法に基づき国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。			
③システムの名称	国民年金システム、福祉年金システム、統合宛名システム			
2. 特定個人情報ファイル	ル名			
1. 国民年金被保険者ファイ ル	ル 2. 受給年金受給者ファイル 3. 老齢福祉年金受給者ファイル 4. 特別障害給付金受給者ファイ			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条 別表 第四十六項			
4. 情報提供ネットワーク	プシステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施しない] 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠				
5. 評価実施機関におけ	· ·る担当部署			
①部署	こども・ほけん課			
②所属長の役職名	こども・ほけん課長			
6. 他の評価実施機関				
なし				
7. 特定個人情報の開示	÷-訂正·利用停止請求			
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111			
8. 特定個人情報ファイル	ルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2159			
9. 規則第9条第2項の	適用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
		令和7年7月4日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
	いつ時点の計数か	令和7年7月4日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 「る重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
〈選択肢〉 1) 基礎項目評価書 [基礎項目評価書] 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワ·	ークシステムをi	重じた提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続	T I]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠					
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 従業者に対する教育	· <mark>· 啓発 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</mark>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
11. 最も優先度が高いと	考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
11. 最も優先度が高いと考えら 最も優先度が高いと考えられる対策	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発				
最も優先度が高いと考えら	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				

変更箇所

人人 回	V .		T T		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. ③システム の名称		国民年金システム、福祉年金システム、統合 宛名システム	事前	
平成30年12月26日	Ⅳ リスク対策		Ⅳ リスク対策追記	事前	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数		平成31年4月1日時点へ変更	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数		平成31年4月1日時点へ変更	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策 8.監査		内部監査を追加	事後	
令和1年6月28日	表紙 評価書番号「8」		表紙 評価書番号「10」へ変更	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 5評価実施機関における担	保健介護課 保健介護課長	健康福祉課 健康福祉課長	事後	
令和2年1月31日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	事後	
令和2年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年9月30日	I 関連情報 4. 情報ネット ワークシステムによる情報連	未定	実施しない	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの	保健介護課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地	事後	
令和3年10月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年7月5日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 第31項 「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一	番号法第9条 別表第一 第31項	事前	
令和5年7月5日	I 関連情報 5評価実施機関における担	健康福祉課 健康福祉課長	こども・ほけん課 こども・ほけん課長	事後	
令和5年7月5日	Ⅰ8特定個人情報ファイルの	健康福祉課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄 海町大字諸浦348番地	こども・ほけん課 〒847-1421 佐賀県東松浦 郡玄海町大字諸浦348番地	事後	
令和5年7月5日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和5年7月1日時点	事前	
令和6年10月31日	I 関連情報 3個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 第31項	番号法第9条 別表 第四十六項	事前	
令和6年10月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年7月1日時点	令和6年10月31日時点	事前	
令和6年10月31日	8. 人手を介在させる作業 判 断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年7月4日時点	事後	
令和7年10月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月31日時点	令和7年7月4日時点	事後	